

知って得する!

法律コラム



弁護士 村岡つばさ

固定残業代・定額残業代のお話

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋呑番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の村岡です。

私は、会社側の労働事件を専門に扱っている関係で、企業様より、未払残業代の対応を依頼されることが多くあります。

残業代の事案では、そもそも何時から何時まで働いていたのか(労働時間)、といった点も問題となりますが、「固定残業代」「定額残業代」の有効性もよく問題になります。今回は、この固定残業代、定額残業代について、お話をさせていただきます。

2 そもそも残業代とは？

残業代とは、ざっくり言いますと、「時間外労働に対して会社が支払わなければならない賃金」というものです。

労働基準法は、1日8時間、週40時間を超える労働については、残業代を支払う必要があると定めています(一定の例外はあります)。

例えば、時給1,000円の人が1日9時間働いたとすれば、8時間の労働分として8,000円、1時間の残業分につき1,250円(1,000円×1.25)の、計9,250円を支払う必要があります。

なお、22時から翌朝5時の間に、1日8時間を超えて労働(残業)をした場合には、1.5倍の残業代(通常の1.25倍に、深夜の割増0.25倍を上乗せ)を支払う必要があります。先ほどの例ですと、22時から23時まで、1時間残業をしている場合には、1,500円(1,000円×1.5)を残業分として支払う必要があります。

3 固定残業代・定額残業代とは？

残業代は、毎月の具体的な残業時間を基に計算し、支給するのが原則です。

もっとも、予め一定の金額を設定し、毎月決まった金額を残業代として支払ってしまう方法があります。これを、「固定残業代」とか「定額残業代」と呼びます。残業手当、時間外手当、割増手当等、「●●手当」という名称で支払っている会社もあります。

このような残業代の支払も、一定の条件を満たせば有効です。ただし、裁判所は、この有効性を厳しく判断する傾向にあります。裁判所の現状の運用を踏まえると、以下のような場合においては、特に注意が必要です。

- ①基本給、固定残業代の金額等が明確に分かれておらず、「コミコミ」で固定給を支払っている
- ②雇用契約書、給与明細、賃金規程に固定残業代の記載がない
- ③雇用契約書・賃金規程の記載と、毎月支給している固定残業代の金額が異なる(給与明細と一致しない)
- ④支給している手当の趣旨が不明確(残業代として支払っているかが分かりづらい)
- ⑤固定残業代として想定している残業時間が非常に長い

仮に固定残業代の支払が無効とされれば、①これまで払っていた金額が無駄であった(残業代として扱われない・一切残業代を払っていなかったことになる)という点に加え、②支払わなければいけない残業代の金額が高くなる(残業代の計算単価が高くなってしまう)こととなり、会社にとって二重のダメージとなります。

例えば、月給15万円、月の所定労働時間が150時間、30時間分の固定残業代として37,500円を支払っていたとします。この場合、ある月に50時間残業をしたとすると、会社は、以下の計算式の通り、追加で**25,000円**を支払う必要があるのが原則です。

時間単価1,000円(15万円÷150時間)×1.25×50時間-37,500円(固定残業代)

他方、同じケースにおいて、仮に固定残業代の支払が無効とされれば、以下の計算式の通り、会社は、**78,125円**を50時間分の残業代として支払わなければなりません。

時間単価1,250円((15万円+37,500円)÷150時間)×1.25×50時間

※残業代として払っていたはずの37,500円が残業代として扱われないだけでなく、時間単価も250円高くなってしまいます。

4 おわりに

このように、会社としては有効に残業代を払っていたつもりでも、想定外の未払残業代の請求を受ける可能性もありますので、一度、自社の給与体系をご確認いただくことをお勧めします。